



熊本県公報

第 1 2 2 4 1 号

平成 25 年 8 月 20 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業の指定…………… (") 1
- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (") 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による指定介護機関の変更…………… (") 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定
…………… (障がい者支援課) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新
…………… (") 4
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 4
- 道路の区域変更…………… (") 4
- 道路の区域変更…………… (") 5
- 道路の区域変更…………… (") 5
- 道路の区域変更…………… (") 6
- 道路の区域変更…………… (") 6
- 道路の区域変更…………… (") 6
- 道路の区域変更…………… (") 7
- 県営土地改良事業計画…………… (農村計画課) 7
- 県営土地改良事業計画…………… (") 7
- 県営土地改良事業計画…………… (") 8
- パソコン及びプリンタの借入れに係る一般競争入札による落
札者等の決定…………… (情報企画課) 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村から
の意見…………… (商工振興金融課) 8
- 熊本県警察遺失物管理システム用機器賃貸借契約に係る一般
競争入札の落札者等の決定…………… (警察本部会計課) 9

告 示

熊本県告示第 7 6 7 号

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 8 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター ここね 八代市二見本町 7 1 8 番地 2	合同会社侑京	平成 2 5 年 1 0 月 1 日

熊本県告示第 7 6 8 号

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 5 年 8 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター ここね 八代市二見本町718番地2	合同会社侑京	平成25年10月1日

熊本県告示第769号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
ひご薬局下林店 人吉市下林町七麦田231番地2	平成25年6月18日
ひご薬局西間店 人吉市西間上町今宮2582番地	平成25年6月18日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
ひご薬局下林店 人吉市下林町七麦田231番地2	平成25年6月18日
ひご薬局西間店 人吉市西間上町今宮2582番地	平成25年6月18日

熊本県告示第770号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成25年8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護ステーション 結 荒尾市荒尾849番地	合同会社武徳 荒尾市増永2867番地27	平成25年7月10日

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンター いまる 荒尾市荒尾849番地	合同会社武徳 荒尾市増永2867番地27	平成25年7月10日

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護ステーション 結 荒尾市荒尾849番地	合同会社武徳 荒尾市増永2867番地27	平成25年7月10日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンター いまる 荒尾市荒尾849番地	合同会社武徳 荒尾市増永2867番地27	平成25年7月10日

(居宅介護支援事業者)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
居宅介護支援事業所 ケアバンク なな	合同会社ケアバンクなな 八代市鏡町下村310番地	平成25年7月12日

八代市鏡町下村 3 1 0 番地		
益城病院 居宅介護支援センター 上益城郡益城町大字惣領 1 5 3 0 番地	社会医療法人ましき会 上益城郡益城町大字惣領 1 5 3 0 番地	平成 2 5 年 7 月 1 6 日

(居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
きたおか薬局 天草市東浜町 1 2 番地 1	平成 2 5 年 7 月 2 4 日
有限会社 ハート薬局 天草市今釜新町 3 4 1 3 番地 1	平成 2 5 年 7 月 1 1 日
株式会社 サイカイ薬局 天草郡苓北町富岡 3 5 9 7 番地 1 7	平成 2 5 年 7 月 2 6 日
ひまわり薬局 宇土市本町 1 丁目 3 番地	平成 2 5 年 3 月 8 日
うきうき歯科クリニック 宇城市松橋町両仲間字江口原 4 9 番地 1	平成 2 5 年 5 月 1 日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
きたおか薬局 天草市東浜町 1 2 番地 1	平成 2 5 年 7 月 2 4 日
有限会社 ハート薬局 天草市今釜新町 3 4 1 3 番地 1	平成 2 5 年 7 月 1 1 日
株式会社 サイカイ薬局 天草郡苓北町富岡 3 5 9 7 番地 1 7	平成 2 5 年 7 月 2 6 日
うきうき歯科クリニック 宇城市松橋町両仲間字江口原 4 9 番地 1	平成 2 5 年 5 月 1 日

熊本県告示第 7 7 1 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 8 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会福祉法人グリーン コープ ふくしサービ スセンターほたる	宇城市豊野町糸石 3 8 9 6 番地 1	事業所名称		平成 2 5 年 4 月 1 日
		社会福祉法 人グリーン コープ ふ くしサービ スセンター 笑ほたる	社会福祉法 人グリーン コープ ふ くしサービ スセンター ほたる	

(介護予防訪問介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会福祉法人グリーン コープ ふくしサービ スセンターほたる	宇城市豊野町糸石 3 8 9 6 番地 1	事業所名称		平成 2 5 年 4 月 1 日
		社会福祉法 人グリーン	社会福祉法 人グリーン	

		コープ ふ くしサービ スセンター 笑ほたる	コープ ふ くしサービ スセンター ほたる	
--	--	---------------------------------	--------------------------------	--

熊本県告示第 772 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公示する。

平成 25 年 8 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
溝上薬局限府店 菊池市限府字藪ノ内 9 2 3 番 1	平成 25 年 8 月 1 日

熊本県告示第 773 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公示する。

平成 25 年 8 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
医療法人善哉会山田クリニック 水俣市旭町二丁目 2 番 5 号	平成 25 年 8 月 1 日
古城クリニック 球磨郡水上村岩野 2 6 0 3 番地	平成 25 年 8 月 1 日
指定訪問看護ステーション八祥苑 八代郡氷川町早尾 1 0 9 7 番地	平成 25 年 8 月 1 日

熊本県告示第 774 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 25 年 8 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 8 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	河内上津 浦港線	天草市有明町上津浦字通山 5 0 0 番 9 地先から 天草市有明町上津浦字通山 5 0 7 番 4 地先まで	前	9.5 ～ 16.8	34.0	仮設道 路設置
			後	9.9 ～ 20.4		

2 区域を変更する期日 平成 25 年 8 月 20 日

熊本県告示第 775 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 25 年 8 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 8 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	八代鏡線	八代市古閑中町 2484番4地先から 同所 2404番2地先まで	前	6.0 ～ 7.5	236.5	一部区 間を供 用廃止 し八代 市へ移 管
				8.0 ～ 24.0		
			後	6.0 ～ 7.2	182.6	
				8.0 ～ 30.8		

2 区域を変更する期日 平成 25 年 8 月 20 日

熊本県告示第 776 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 25 年 8 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 8 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	日田鹿本線	山鹿市菊鹿町上内田吉原国有林 41 や林小班地内から 山鹿市菊鹿町上内田吉原国有林 41 や林小班地内まで	前	10.5 ～ 10.9	45.9	災害防 除
				20.0 ～ 26.9		
			後	7.5 ～ 11.1	195.0	
				12.3 ～ 21.4		

2 区域を変更する期日 平成 25 年 8 月 20 日

熊本県告示第 777 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 25 年 8 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 8 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池鹿北線	山鹿市菊鹿町大字山内字原 2494番2番地先から 山鹿市菊鹿町大字山内高石 2450番2番地先まで	前	8.5 ～ 12.4	79.1	災害防 除
				8.5		
			後			

			後	～	79.1	
				52.0		

2 区域を変更する期日 平成25年8月20日

熊本県告示第778号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年8月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	稲生野甲佐線	上益城郡甲佐町大字上早川字尾ノ上 1265番1番地先から 上益城郡甲佐町大字中横田字庄分 573番1番地先まで	前	3.7 ～ 8.6	828.2	バイパス工事
		上益城郡甲佐町大字上早川字尾ノ上 1265番1番地先から 上益城郡甲佐町大字中横田字庄分 573番1番地先まで	後	3.7 ～ 8.6	828.2	
		上益城郡甲佐町大字上早川字尾ノ上 1265番1番地先から 上益城郡甲佐町大字中横田字庄分 573番1番地先まで		12.2 ～ 30.7	775.3	

2 区域を変更する期日 平成25年8月20日

熊本県告示第779号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年8月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	槻木田代八重線	球磨郡多良木町大字槻木又同所 660番地先から 653番1地先まで	前	11.7 ～ 17.6	18.5	災害復旧
			後	11.7 ～ 17.6	18.5	

2 区域を変更する期日 平成25年8月20日

熊本県告示第780号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年8月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年8月20日
熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	上椎葉湯前線	球磨郡水上村大字江代字小渕 3133番1地先から 同所 3149番1地先まで	前	9.0 ～ 66.5	120.0	防災安全改築
			後	20.2 ～ 71.2	120.0	

2 区域を変更する期日 平成25年8月20日

熊本県告示第781号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年8月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年8月20日
熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	中河間多良木線	球磨郡多良木町大字槻木字上ヶ滝 233番2地先から 同所 233番2地先まで	前	5.0 ～ 14.0	185.0	単道改
			後	5.0 ～ 32.5	185.0	

2 区域を変更する期日 平成25年8月20日

公 告

熊本県公告第457号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営八反田地区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営八反田地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成25年8月21日から平成25年9月18日まで
- 縦覧場所
阿蘇市役所

熊本県公告第458号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営三野地区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年8月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営三野地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年8月21日から平成25年9月18日まで
- 3 縦覧場所
阿蘇市役所

熊本県公告第459号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営南関西地区（八田工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成25年8月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営南関西地区（八田工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年8月21日から平成25年9月18日まで
- 3 縦覧場所
南関町役場

熊本県公告第460号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。
平成25年8月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
パソコン及びプリンタの借入れ
パソコン1,330セット及びプリンタ9セット
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班
郵便番号862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年7月26日
- 4 落札者の名称及び所在地
富士通リース株式会社九州支店
福岡県福岡市博多区東比恵3丁目1-2
- 5 落札金額（月額）
1,869,420円（うち消費税及び地方消費税の額89,020円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成25年6月14日

熊本県公告第461号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により芦北町から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。
平成25年8月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス芦北店
葦北郡芦北町大字芦北字西割南2130番ほか
- 2 芦北町から聴取した意見の概要
事業活動を行うに当たって環境への影響に深い注意を払い、自ら進んで快適な環境創造を図るとともに、町が実施する環境施策に協力するよう努めること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部芦北地域振興局総務振興課
平成25年8月20日から平成25年9月20日まで

登載依頼

熊会公告第 6 3 3 号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 3 7 2 号)第 1 1 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成 7 年熊本県規則第 5 1 号)第 1 1 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 5 年 8 月 2 0 日

熊本県警察本部長 西郷 正実

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
熊本県警察遺失物管理システム用機器賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 1 8 番 1 号
熊本県警察本部警務部会計課
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
平成 2 5 年 6 月 2 7 日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
熊本市中央区水道町 8 番 6 号
NEC キャピタルソリューション株式会社熊本営業所
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
7 1, 2 7 1, 9 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、特例政令第 6 条に規定する公告又は特例政令第 7 条の規定による公示を行った日
平成 2 5 年 5 月 1 7 日